

## 平成30年度「地方公共団体定員管理研究会」について

### 1 趣 旨

平成28年度及び平成29年度地方公共団体定員管理研究会において、定員管理の参考指標である定員モデル（道府県、指定都市、中核市、施行時特例市）の検討・作成を行ったが、今年度研究会においては、一般市、町村に係る定員モデルの作成等を行う。

### 2 名称

本研究会の名称は、「地方公共団体定員管理研究会」（以下「研究会」という。）とする。

### 3 研究内容

研究会は、地方公共団体の定員管理に関する以下の項目について調査研究を行う。

- (1) 地方公共団体の定員管理の参考指標「定員モデル」（一般市・町村）の検討
- (2) その他定員管理の参考指標に関すること

### 4 研究会構成員

研究会構成員は別紙のとおりとする。

### 5 座長

- (1) 研究会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

### 6 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、研究会構成員等による実態調査やワーキングチームの編成による研究会資料等の作成を行わせることができる。

### 7 雑則

- (1) 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室に事務局を置く。
- (2) このほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。
- (3) 研究会の会議終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。

ただし、座長が必要があると認めるときは、配布資料の一部を非公開とすることができる。